

Progress～進歩～

一期一会

11月号
2007年11月1日発行
三宅税理士事務所
(株)シーエムエス
倉敷市中島2370番地の14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第6号
発行担当者: 沖 和美

法人税の用語について

法人税の用語って分かりにくい言葉が多いですね。今回は おさらいを含めてよく聞く言葉の意味をご説明させていただきます。

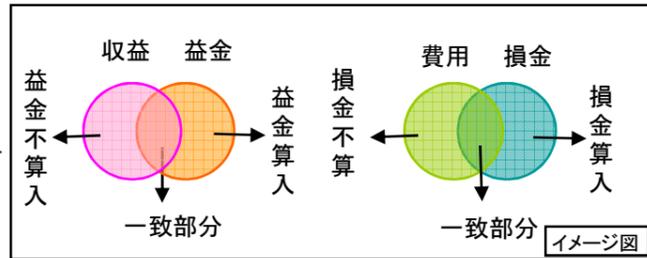
○法人税とは...

企業の所得にかかる税金。ただしここでいう所得は企業会計でいう利益とは少し違います。これは 法人税法では、企業会計の利益と費用の考え方に違いがあるためです。それは 決算利益が、株主や債権者に営業成績などを報告するための企業会計上の数字であるのに対して、法人税法上の所得金額は、税収の確保や課税の公平化を図る見地から計算されるということです。例えば「交際費」は企業会計では費用になりますが 法人税法では 損金に認められない部分があります。そこで企業は法人税法との考えを考慮して、当期純利益にプラス・マイナスを行い、課税対象となる所得を算出します。

○益金の額とは...

益金は会計上の収益とほぼ同じ(イメージ図の一致部分)ですが、法人の考え方からいくつかの点で異なる部分があります。

- <収益であるが益金でないものの例>
 - ・受取配当金の一部 又は 全額
 - ・資産の評価益
 - ・法人税、住民税の還付金など
- <収益ではないが 益金であるものの例>
 - ・資産の無償譲渡など



○損金の額とは...

益金と同様、「損金」も会計上の費用や損失とほぼ同じ(イメージ図の一致部分)です。

- <費用であるが損金でないものの例>
 - ・交際費等の損金算入限度超過額
 - ・役員賞与(事前確定届出給与に関する届出書を提出していない 役員賞与)
 - ・過大役員報酬
 - ・各種引当金の損金算入限度超過額
 - ・減価償却費の損金算入限度超過額... など

○『会計上の利益』と『税法上の利益』

会計上の利益	収益 - 費用 = 利益
税法上の利益	益金 - 損金 = 課税所得

会計上の利益から 税法上の課税所得へと修正することを「申告調整」といいます。

上記①のように 当期利益に 加算(プラス)・減算(マイナス)を行い、課税所得を算出します。

① 加算(プラス)項目

加算項目は、**益金算入額と損金不算入額**からなり、法人の決算上の利益(当期利益)から税法上の課税所得を導くために当期利益に加算されるものです。

※「益金算入額」とは、法人の決算上では収益ではないが、税法上では益金となるものです。

※「損金不算入額」とは、法人の決算上では費用となるが、税法上では損金とならないものです。

② 減算(マイナス)項目

減算項目は、**損金算入額と益金不算入額**からなり、当期利益から税法上の課税所得を導くために 当期利益から減算されるものです。

※「益金不算入額」とは、法人の決算上では収益となるが、税法上では益金とならないものです。

※「損金算入額」とは、法人の決算上では費用ではないが、税法上では損金となるものです。



○自己資本比率とは...

自己資本を総資本で割ったもの。計算式にすると、

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}}$$

となります。なお、自己資本＝純資産、総資本＝他人資本(負債)＋自己資本 です。貸借対照表は(資産＝負債＋純資産)という形式で記載されます。

資産は、事業を営む上で必要な経営資源です。それをどのような資金で購入したのか、その資金調達ルートが負債と純資産で表されます。負債は、いずれは他人に返済する義務のある資金です。これに対し、純資産は企業が株式を発行して自ら調達した資金と、利益の積立てなので 返済の必要はありません。自己資本比率の値が大きな会社は、それだけ財務安定性が高いとされています。業種によって 差がありますが、一般的に **70%以上**なら 理想企業、**40%以上**なら 倒産しにくい企業といえます。まずは40%を目指したいところです。

○流動比率とは...

資産と負債の双方の流動的な部分に着目したものです。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$$

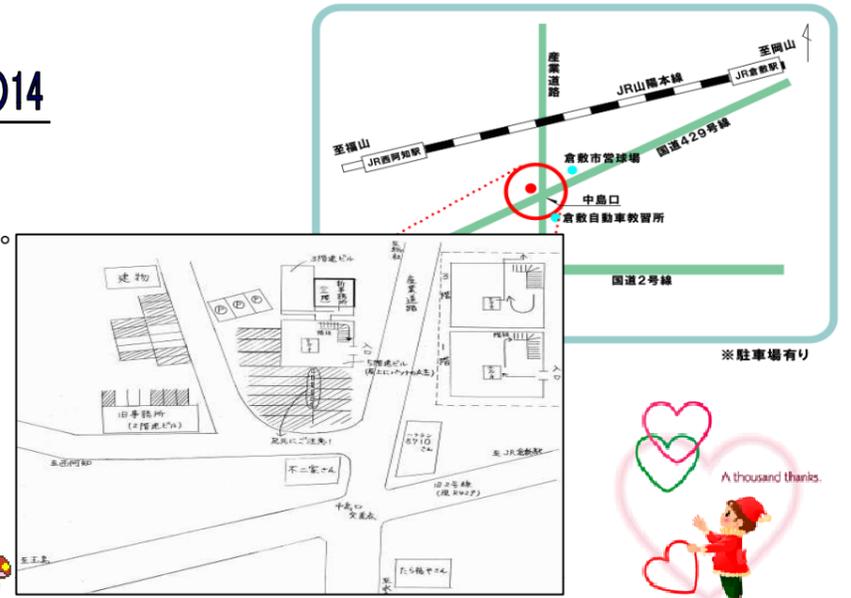
流動負債は負債の中でも 1年以内に返済しなければならない勘定科目で構成されています。これらの支払いには すぐに換金できる流動性の高い資産によって裏づけられている事が望ましいはずですが。流動比率は 最低でも100%以上であることが必要とされ、できれば200%以上であることがよいと考えられています。

いかがでしょうか。ご質問等がございましたら、お気軽に ご連絡くださいませ。

<事務所移転しました>

新住所: 〒710-0803 倉敷市中島2370番地の14

先月号でもご案内させていただきましたが、平成19年10月25日(木)に 事務所移転を致しました。駐車場が少し変わっておりますので、ご案内させていただきます。お分かりにくいようでしたら、ご連絡くださいませ。電話番号とFAX番号は変更ございません。よろしくお願い申し上げます。



<知っとく情報>

☆年中代わりばえのない食事をしていませんか?☆

秋は食欲の秋と言われる程、旬の味覚が味わえる季節です。しかし最近、季節に関係なく何でも揃ってしまう便利な世の中。おかげで、朝は食パンにヨーグルト、昼は外食・コンビニ弁当etc...、気が付けば 年中 似たような食事になってはいませんか? 人は、寒さが厳しい冬には 体を温める食べ物を、暑い夏には 体の熱を冷ましてくれる食べ物を求めるように、季節による体の変化や不調は、昔から「旬の食べ物」によって自然に予防・対策されていたようです。旬はその食材の持つ栄養素が一番多く含んでいる時期ですので、寒い冬が来る前の体質改善に役立ててみてはいかがでしょうか?

☆「旬」の食べ物で冷えに対する抵抗力を養いましょう。☆

秋は冷たい風が吹きはじめ、朝夕の温度差も大きくなってきます。空気も乾燥してくるので、鼻や喉に不調が出やすくなります。秋口は風邪をひきやすいと言われるのはこのせいかもしれません。ですので、肺を温めて 鼻や喉に良いと言われる「秋大根」「蓮根」「梨」などがこの時期には採れます。また、これから来る冬の寒さに備えて、脂肪の多い「栗」や「木の实」、脂ののった「秋刀魚」など、滋養のつく食べ物もいっぱいです。

<11月スケジュール>

日	曜日	
12	月	*源泉所得税・特別徴収住民税(10月分)の納付期限
30	金	*9月決算法人の確定申告・納付期限 *10月分の社会保険料の納付期限 *所得税の予定納税額の第2期分 *個人の事業税の第2期分 *3月決算法人の中間申告

皆様、そろそろ年末調整の書類のご準備を...